

296 防犯カメラサービス利用規約

第1条（規約の適用等）

296 防犯カメラサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用されるお客さま（以下「契約者」といいます。）には、以下の利用規約（以下「本規約」といいます。）に従って、本サービスを利用していただきます。予め本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

2. 本規約の他、当社が定める各種の規約、当社がその都度ご案内する注意事項、追加規定等（以下併せて「個別規約」といいます。）も、名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規約が異なる場合には、個別規約の定めが優先されるものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、この規約を変更する場合があります。この場合、本サービスには変更後の規約が適用されます。

2. 前項の場合、事前に当社ホームページ上等に表示することにより、当該変更内容を通知または周知します。

第3条（契約の成立）

本サービス利用契約（以下「本契約」といいます。）の申込みをするときは、申込者が本規約を承認したうえで、当社の指定する方法により申し込み、当社がこれを承諾することにより契約は成立するものとします。

第4条（申込みの不承諾）

当社は、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供が技術的な理由等により困難な場合
- (2) 契約申込者が本サービスの料金や、当社の他のサービスの料金の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (3) 申込事項に虚偽または不備（名義人、押印の相違、記入漏れ等を含みますが、これらに限られません。）がある場合
- (4) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
- (5) 当社の業務遂行上支障があると認められる場合
- (6) その他当社が不相当と判断した場合

第5条（クーリングオフ）

訪問販売で契約された契約者は、申込書（控）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、文書または電磁的記録により本契約申込みの撤回または解除を行うことができます。

2. 第1項の規定による本契約の解除は、その旨の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 第1項の規定により契約者が本契約を解除した場合、当社は、契約者が実際に支払った料金をご返金します。
4. 第1項の規定に基づき、契約者が本契約の解除を行った場合、契約者は屋外カメラ及び付属機器を直ち

に当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。ただし、返却に要する費用（撤去工事費用を含みます。）は当社が負担いたします。

5. 前項の規定による当該機器の当社への返却がなされない場合、契約者は屋外カメラ代金及び付属品代金を支払うものとします。

第6条（契約期間、違約金）

本契約の有効期間は、契約日から1年間とします。ただし、契約者または当社が、本契約期間満了の1か月前までに更新しない旨の通知を行わない限り、本契約は同一の条件でさらに3年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

2. レンタルプランの場合、料金の請求開始月の1日を起算日として2年の最低利用期間があります。これに反して契約者が本契約を解除した場合には、最低利用期間の残余期間（24か月から基本利用料を支払った月数を控除した月数）に対する基本利用料に相当する額の違約金を支払っていただきます。

第7条（本サービスの内容）

当社は、契約者に対し以下のサービスを提供します。

- (1) 当社が所有する屋外カメラを貸し出し、かつ付属品を購入していただくプラン（以下「レンタルプラン」といいます。）、または、屋外カメラ及び付属品を購入していただくプラン（以下「買取プラン」といいます。）のいずれかのサービスを提供します。
- (2) スマートフォンに専用アプリをインストールした契約者に対し、専用アプリを介して屋外カメラの操作等が可能な状態にします。
2. 本契約は、1世帯につき1契約とし、契約者は、レンタルプランか買取プランのいずれかを選択するものとします。両方のプランを選択することはできません。ただし、1契約で複数台屋外カメラを設置することはできません。
3. 当社は、合理的な事情がある場合には、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更し、または廃止することがあります。

第8条（契約者情報などの変更）

契約者は、当社に届け出た氏名、名称、住所、連絡先などに変更があったときは、当社指定の書類に記入のうえ、すみやかに届け出ていただきます。

第9条（設置場所の移転）

契約者は、同一敷地内で、かつ、変更先への設置が技術的に可能な場合に限り、屋外カメラの設置場所を変更できるものとします。

2. 前項の規定により屋外カメラの設置場所を変更しようとする場合、契約者は、当社にその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
3. 設置場所移転に要する費用は契約者が負担するものとします。

第10条（利用料等の支払い義務）

契約者は、本サービスの利用に際し、別紙料金表に定める本サービス利用料、工事費等を支払うものとします。

2. 契約者は、本サービス利用料等を金融機関の口座から自動振替によって支払うものとします。口座振替日は毎月 26 日とし、金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
3. 月額利用料は、毎月 1 日から末日までを 1 か月間として料金の計算を行い、当該月内に支払うものとします。
4. 本サービスの月額利用料は、屋外カメラを設置した日の翌月分からを支払っていただきます。なお、本契約が解除や期間満了により終了した場合、日割り計算は行わず、当月分利用料金全額を支払っていただきます。
5. 契約者は、本サービスの利用のため、屋外カメラに接続する PoE インジェクターまたはスイッチングハブ、SD カードを購入していただきます。ただし、本契約締結後、最初の設置工事の場合に限り、これらの購入代金は、レンタルプラン、買取プランのいずれのプランでも初期費用に含まれています。
6. 契約者が、工事完了前に本契約の申込取消または解除をした場合には、工事した部分の割合に応じて、別紙料金表に定める工事費を負担していただきます。
7. 別紙料金表に定める金額の計算において 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てます。
8. 当社は、本規約等で別段の定めがある場合を除き、受領した金員の返還は行いません。

第 11 条（遅延損害金）

契約者は、別紙料金表記載の料金その他の債務について、支払期日を経過しても支払がない場合（当社が支払を確認できない場合を含みます。）には、当該債務額に加えて、支払期日の翌日から完済までの日数について年 14.5%（1 年を 365 日とします。）の割合で計算した金額を、遅延損害金としてお支払いいただきます。

第 12 条（サービスの中断等）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者の同意を得ることなく、本サービスの全部または一部の利用を中断または停止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するために使用するネットワークまたは設備を工事または保守する必要がある場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社の責に帰すことができない事由に起因して本サービスの提供が不能または困難になった場合
- (3) 運用上または技術上、本サービスの提供が不能または困難になった場合
- (4) 本サービスを提供するための通信の輻輳または回線の障害等が生じた場合

第 13 条（契約者の義務）

契約者は、当社または当社の指定する者が本サービスの提供を行うために、契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等に入出入りすることについて承諾し、便宜を図るものとします。

2. 当社が屋外カメラ等の機器を設置する際、地主、家主その他の利害関係者がいるときは、契約者は、予めその方から承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は

自ら責任をもって解決するものとします。

3. 本サービスを利用するためには、契約者において、スマートフォンおよびインターネット接続環境を用意する必要があります。
4. 契約者が本サービスを利用するに際して生じる通信費用、電気費用等は契約者が負担するものとします。
5. 契約者は、当社が必要に応じて行う屋外カメラの交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
6. レンタルプランの場合、契約者は、屋外カメラの使用上の注意事項を厳守し、維持管理するものとします。

第14条（故障等の費用負担）

当社は、契約者から当社が提供する本サービスに異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し、必要な措置を講じます。

2. 異常の原因が契約者による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）を負担するものとします。
3. レンタルプランの場合、契約者の故意または過失により屋外カメラを故障、破損させた場合は修理費用を支払うものとします。また、紛失または修理不能の場合は別紙料金表に定める損害金を当社に支払うこととします。

第15条（映像データの管理責任）

契約者は、本サービスにより録画された映像の管理について責任を負うものとします。

2. 警察等から映像データの提供を求められた場合、契約者は自らの判断でこれに対処するものとし、当社は映像データを提供した責任あるいは提供しなかった責任を負いません。
3. 本サービスにより録画される映像は、防犯カメラに内蔵される記録媒体の容量に応じて、順次上書きされていくものであることを契約者は予め承諾するものとします。

第16条（免責事項）

契約者は、本サービスを自らの責任において利用するものとし、契約者による本サービスの利用に関して生じた契約者の損害、または、第三者において生じた損害（契約者のスマートフォン等に保存されている位置情報や個人情報の漏洩、スマートフォン等の故障やデータの消失等を含みますが、これらに限りません。）について、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 当社は以下に該当する支障に関して生じた契約者の損害について、その責任を負わないものとし
(1) 当社の設備以外の設備等に関連して発生した支障
(2) 設備等の維持管理のために当社が通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障
(3) 天災地変など不可抗力の事由により契約者の設備または当社の設備が損壊、毀損したことによって発生した支障
(4) 契約者の設備の経年劣化等により発生した支障
3. 以下に該当する場合、当社はその責任を負わないものとします。
(1) 契約者の責に帰すべき事由または契約者の都合により本サービスが中断または停止した場合

(2) 第12条の規定により、本サービスを中断または停止した場合

4. 契約者による本サービスの利用及び録画映像の管理に起因して第三者との間で紛争等が生じた場合、当社はその責任を負わないものとします。
5. 本サービスの内容、および、契約者が本サービスを通じて得る情報等について、当社は、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。
6. 当社の故意または重過失により本サービスに障害が生じ契約者に損害を被った場合、当社は、当該障害によって通常生じる直接の損害について賠償責任を負いますが、逸失利益、機会損失等の間接損害の賠償責任は負いません。また軽過失の場合には賠償責任を負いません。

第17条（譲渡の禁止）

契約者が本契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡または第三者のために担保に供することはできません。

第18条（契約上の地位の承継）

相続や法人合併により、契約者の地位の承継が生じた場合、当社が別に定める書類に記入のうえ、当社に提出するものとします。

第19条（禁止事項）

本サービスに関して、契約者が以下の行為することを禁じます。

- (1) 本サービスを犯罪行為その他の反社会的行為に用いること
- (2) 本サービスを、他人の権利やプライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
- (3) 本サービスを、ストーキング行為を行う等、第三者に対する嫌がらせのために利用すること
- (4) 専用アプリを第三者のスマートフォン等に無断でインストールし、利用すること
- (5) 本サービスの利用を第三者に許諾すること
- (6) 当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為をすること
- (7) 本サービスが接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (8) 他人の名前その他の情報を不正利用して本サービスを利用すること
- (9) 当社もしくは他人の信用または名誉を棄損すること
- (10) 本サービスの他の契約者による本サービス利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為をすること
- (11) 法令または公序良俗に違反する行為をすること
- (12) その他、当社が不相当と判断する行為をすること

第20条（損害賠償）

契約者が、前条の禁止事項または本規約に反して当社に損害を生じさせた場合は、契約者は損害賠償義務を負うものとします。

第21条（契約者による解除）

契約者は、いつでも本契約を解除することができます。その場合には、当社所定の方法により通知していただきます。ただし、レンタルプランの場合には2年間の最低利用期間がありますので、その期間内に解除した場合には違約金（第6条2項）が生じます。

2. 契約者が本契約を解除する場合、月額利用料などの未払料金（違約金が生じる場合にはそれを含まず。）を当該解除日の属する月末までに支払うものとします。

第22条（サービス中止または契約解除）

契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は通知催告等何らの手続を要することなく、本サービスの提供を中止または本契約を解除できるものとします。

- (1) 別紙料金表記載の料金の支払いがない場合、または、かかる料金の支払いがなされないと合理的に判断できる場合
 - (2) 第19条（禁止事項）または本規約の定め違反した場合またはそのおそれがある場合
 - (3) 利用申込書その他当社に提供された情報が虚偽もしくは不備またはそのおそれがあることが判明した場合
 - (4) 利用料金の請求に必要な手続として別途当社が指定する手続の完了が見込めないと当社において判断した場合
 - (5) 契約者の所在が不明になった場合、または当社所定の方法による契約者に対する連絡が困難となった場合
 - (6) その他、契約者として不適切と当社において判断した場合
2. 本サービス提供にかかる当社または提携事業者の施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなかった場合、その他合理的理由により本サービスの提供ができなくなった場合、当社は本サービスの提供を中止または本契約を解除できるものとします。
 3. 当社が本契約を解除した場合、契約者は月額利用料などの未払料金（違約金が生じる場合にはそれを含まず。）を当該解除日の属する月末までに支払うものとします。

第23条（原状回復工事）

当事者による解除、契約期間満了等により契約が終了した場合の原状回復は次のとおりとします。

(1) 屋外カメラ

レンタルプランにおいては、当社の費用負担で屋外カメラを撤去します。

なお、契約者が撤去工事に協力しないなどの理由により屋外カメラの返還がなされない場合は、契約者は、別紙料金表に定める損害金を支払うものとします。

買取プランにおいて、契約者が屋外カメラを撤去する希望する場合は、別紙料金表記載の屋外カメラ撤去費用をお支払いいただきます。

(2) 付属品、LAN ケーブル

レンタルプラン、買取プランのいずれの場合も、付属品、LAN ケーブルは撤去しません。契約者がLAN ケーブルの撤去を希望する場合には、別紙料金表記載の撤去費用を負担していただきます。

(3) 開口部のコーキング処理

レンタルプラン、買取プランの場合で LAN ケーブルを撤去希望する場合は、開口部のコーキング処理を行います。

(4) 上記以外の原状復旧工事

レンタルプラン、買取プランのいずれの場合も、上記以外の原状復旧工事は契約者の負担で行うものとします。

第24条（反社会的勢力の排除）

契約者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団またはこれに準ずるもの（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、契約者が法人の場合には主要な出資者、役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、かつ将来にわたってこれらに該当しないことを確約します。

2. 契約者は、当社に対して、自らまたは第三者を利用して以下の各号の行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 脅迫的な言動または暴力を用いる行為

(4) 虚偽の風説を流布若しくは偽計を用いて、人の信用を毀損し若しくは業務を妨害する行為、または、威力を用いて業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、契約者が前二項の確約に違反し、または違反していると合理的に疑われる場合には、契約の申込を拒否、または、催告その他何らの手続を要することなく本契約を解除することができます。

この場合、契約者に損害が生じても、当社はこれを賠償する責任を負いません。

第25条（個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスの提供にあたり取得する契約者に関連する個人情報（デバイス情報や Cookie による取得等を含みます。）について、当社が公表するプライバシーポリシー（以下「当社プライバシーポリシー」といいます。）に基づき適切に取り扱います。

2. 個人情報の登録を拒否することは可能ですが、その際には本サービスはご利用できません。

3. 取得した個人情報は契約者からの事前の同意、承諾なしに第三者に提供することはありません。ただし、契約者に本サービスを提供する目的の範囲内で、当社の代行業者、および情報処理業者に対して個人情報の取扱いを委託する場合があります。その場合には、当社の責任で適切な委託先を選定し、個人情報の取扱いに関する契約を締結した上で委託します。

4. 当社プライバシーポリシーは、以下に記載する Web サイト上で確認することができます。

<https://www.catv296.co.jp/privacy/>（個人情報保護方針・外部送信・情報セキュリティポリシーについて）

第26条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と

判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は継続して有効に存続するものとします。

第27条（専属的合意管轄裁判所）

契約者と当社との間における一切の紛争については、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（準拠法）

本契約は、すべて日本国法に準拠し日本法に従って解釈されるものとします。

（実施期日） 本利用規約は2025年7月1日から実施します。

別紙 料金表

1. 本サービス利用に伴う料金

(1) 屋外カメラ・レンタルプラン

サービス名	料金額 (税込み)
(1 台目)	
初期費用 (※1)	1,100円
月額利用料 296 防犯カメラサービス	2,640円
(2 台目以降、1 台あたり)	
初期費用 (※1)	1,100円
月額利用料 296 防犯カメラサービス (追加)	1,540円

(※1) 初期費用には PoE インジェクターもしくはスイッチングハブ、SD カードの販売代金が含まれています

(2) 屋外カメラ・買取プラン

サービス名	料金額 (税込み)
(1 台目)	
初期費用 (※2)	108,900円
月額利用料 296 防犯カメラサービス	550円
(2 台目以降、1 台あたり)	
初期費用 (※2)	84,865円
月額利用料 296 防犯カメラサービス (追加)	550円

(※2) 初期費用には屋外カメラ、PoE インジェクターもしくはスイッチングハブ、SD カードの販売代金が含まれています。

2. 工事費 (両プラン並記)

工事内容	単位	料金額 (税込み)	
		レンタルプラン	買取プラン
現場調査	1 件	0円	7,700円
配線工事	1 箇所	0円	19,250円
LAN 加工両端工事	1 本	0円	4,950円
P-BOX 設置工事	1 個	0円	2,200円
カメラ設置工事	1 台	0円	5,500円
配管通線工事	1 箇所	0円	5,830円

上記の工事費は初期費用に含まれています。

2 台目以降追加配線工事	1 箇所	0円	9,350円
埋設配管通線工事	1 箇所	14,300円	14,300円
配線飛ばし工事	1 本	9,350円	9,350円

コンクリート貫通工事	1箇所	4,730円	4,730円
屋外電源工事	1箇所	15,950円	15,950円
屋内電源工事	1箇所	11,000円	11,000円
その他工事		別途見積り	別途見積り

上記工事が必要になった場合の工事費です。

カメラ撤去費用	1台	0円	3,300円
LAN ケーブル撤去費用	1箇所	7,700円	7,700円

契約が終了した場合の撤去等の費用です。

3. 販売品（付属品）両プラン並記

商品	単位	料金額（税込み）	
		レンタルプラン	買取プラン
PoE インジェクター	1台	4,400円	4,400円
PoE スイッチングハブ	1台	6,325円	6,325円
マイクロ SD カード	1個	3,300円	3,300円

契約時に設置した付属品が故障等をした場合の販売価格です。（契約時に設置する付属品は初期費用に含まれています）

4. 損害金（レンタルプラン）

区分	単位	料金額（不課税）
契約者の故意過失により、屋外カメラが紛失または修理不能の場合の損害金	1	38,000円